

# 小中一貫教育の制度設計（案）

平成26年11月7日  
初等中等教育分科会  
資料1-2

## ◎ 制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け（小中一貫教育学校（仮称））
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校（仮称）に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする（小中一貫型小・中学校（仮称））
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

## ◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校（仮称）	小中一貫型 小学校・中学校（仮称）
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成  ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行）	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成（※）  ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（小中一貫教育学校（仮称）と同じ）
組織	・1人の校長  ・一つの教職員組織  ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)  (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長  ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)（※）  ・教員は各学校種に対応した免許を保有  (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能  (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能  (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

## ◎ 制度化後のイメージ

（※）通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

